

保護者の皆様へ

10月から、保育料が無料になります

【対象者】

令和元年10月より、3歳児クラスから5歳児クラスのお子様及び0歳児クラスから2歳児クラスの非課税世帯のお子様については保育料が無料になります。

※対象者は、自動的に10月以降の保育料が無料になるため、手続きは不要です。

※0～2歳児クラスのお様が誕生日を迎えて3歳になった場合は、その後、4月に3歳児クラスになるまでは無料とはなりません。

※現在実費徴収されている費用（給食費や行事費など）は、無償化の対象外です。

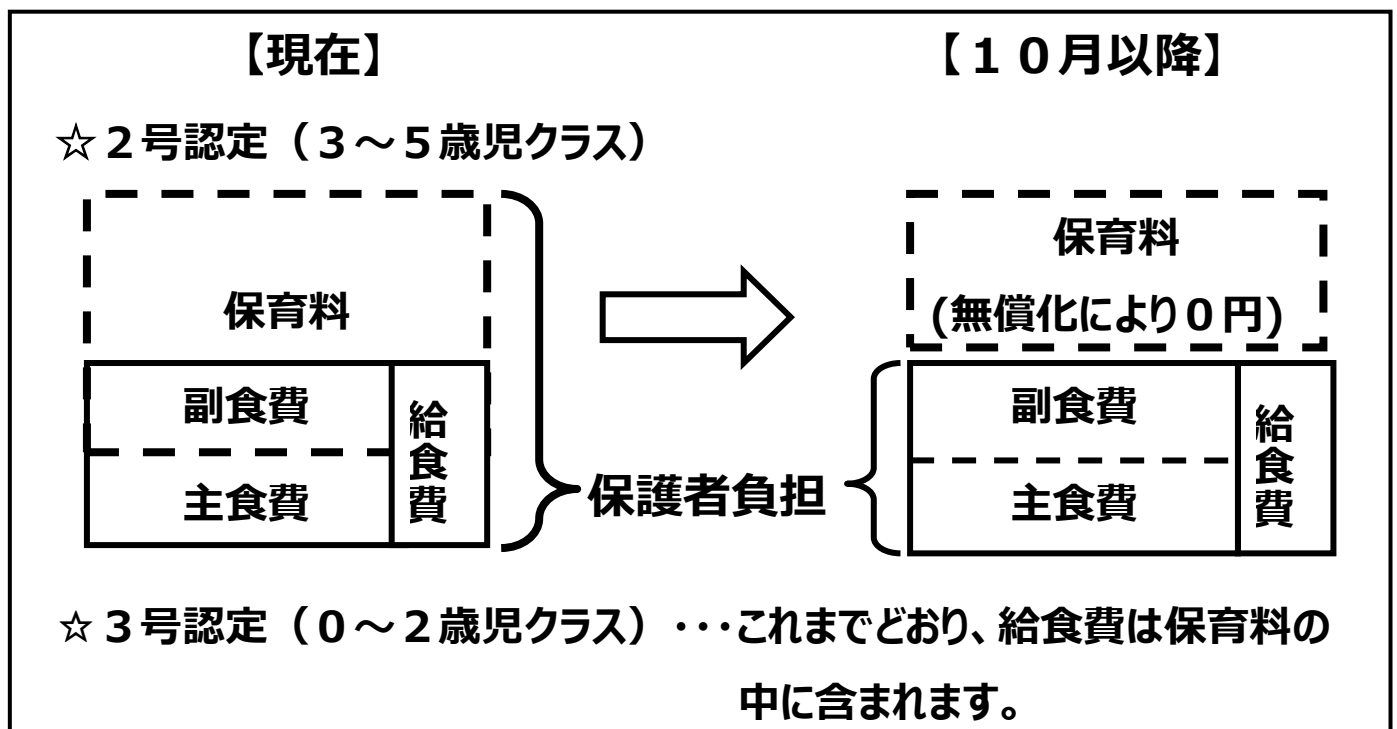
※延長保育料は無償化の対象外です。

【10月以降の変更点】

現在、0～2歳児クラスのお子様については、主食費（お米やパン）及び副食費（おかずなど）は、保育料の中に含まれています。

3～5歳児クラスのお子様については、副食費は保育料の中に含まれていますが、主食費は別途お支払いいただいています。

10月以降、3～5歳児クラスのお子様については、副食費は無償化対象とならず、保護者の皆様のご負担となります。



【給食費（主食費+副食費）の額について】

☆主食費：各施設の設定額

☆副食費：一律 4,500 円

※主食費、副食費ともに各施設で実際にかかっている経費を基に金額を設定しています。

※副食費は、町内全ての施設で1か月の費用が1人あたり4,500円以上かかっていますが、国の示す目安の額（主食費3,000円、副食費4,500円）に合わせて設定しています。

※アレルギー除去食等の特別食を提供するお子様について、他のお子様と異なる給食費を設定することはしません。

【徴収について】

☆原則月割

※これまでも保育所の利用は月単位での入退所であり、保育料も1か月単位の徴収のため、給食費についても日割は行いません。

※長期にわたる入院など、継続的に保育所を欠席する場合は、前もって施設にご相談いただくことで、減額等の対応ができる場合もあります。

【給食費の免除について】

☆主食費…免除にはなりません。

☆副食費…**年収360万円未満相当世帯や第3子以降**のお子様について、免除になる場合があります。詳細については検討中のため、決定次第、多度津町HPに掲載します。

※副食費が免除になる方には、その旨の通知書をお送りします。（9月中予定）